

公募要領

1. 事業名

スポーツ産業の国際展開促進事業

2. 事業の趣旨

スポーツ分野の産業化の推進は、スポーツ市場の拡大や、その収益をスポーツ環境の充実に再投資する好循環を成立させることにつながり、持続可能なスポーツの振興に資することができる。

政府の「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日）等を踏まえ、引き続きスポーツの成長産業化を目指し、スポーツ産業に係る国際的な市場動向や中長期な展望を見据え、スポーツ産業の国際展開を推進していくことが必要である。

本事業では、我が国で創出された財・サービスを世界のスポーツ市場の展開につなげることで、我が国のスポーツ産業の成長を加速させていくことを目指す。このため、本事業では、我が国のスポーツ産業の成長を今後牽引していく企業やスポーツ団体等の国際展開を支援し、国内および国際スポーツ界とのネットワークを形成することを目指す。

3. 事業の内容

我が国のスポーツ産業の国際展開を推進するため、国内のネットワーク強化に加え、海外市場とのネットワーク構築を図る。なお、実施にあたっては、スポーツ庁と2018年に、「我が国のスポーツ及びスポーツ産業の国際展開支援のための基本合意書」を締結した経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センターをはじめとする関係機関・団体や、別途公募を実施する予定のスポーツ庁のスポーツ産業の成長促進事業（スポーツオープンイノベーション推進事業）等の関連事業と連携・協力すること。

（1）国際スポーツビジネス会議出展支援

- ①国際展開に関心を持つ企業を支援するため、国際スポーツ産業展示会等にてジャパンエリアを設け、スポーツ産業の国際展開促進プラットフォーム（以下、「JSPIN」）を通じた取り組みの紹介ならびに出展企業の支援を実施する。出展にあたっては、日本のスポーツ産業の強みを発信できるテーマを設定すること。出展先は、2024年12月上旬のISPO Munich（ドイツ・ミュンヘン）およびアジア圏の展示会や国際フォーラムの機会に合わせた展示の計2回を想定するが、その限りではなく、スポーツ庁と協議の上、決定する。
- ②2024年度に日本国内で開催される国際大会（例えば、KOBET2024 世界パラ陸上競技選手権大会など）の機会に合わせ、海外からの訪問者に向け、JSPINや日本のスポーツ産業を訴求する機会を創出する。なお、実施規模は問わない。
- ③上記展示会並びにブースにおいて、JSPINや上記ジャパンエリア等の内容を紹介するポスターやチラシ等の制作・印刷。
- ④上記に参加した企業等に対してはアンケートやヒアリングを行い、今後の国際展開の支援

の在り方の検討を行う。

(2) 戦略的プラットフォーム運営

- ①スポーツ産業の国際展開促進プラットフォーム（以下、「JSPIN」）の今後担うべき役割や目標を検討・再設定し、関係機関と調整を行う。
- ②本プロジェクトを広く周知し、JSPINへの参加を促進する施策を策定する。
- ③JSPINのオンラインサイト（<https://jspin.mext.go.jp>）を、ドメイン名も含め引継ぎ、適正な運営管理を行う。アクセス解析を行い、コンテンツ制作に生かせるようフィードバックすること。なお、契約終了時には、次の事業者が滞りなく引き継げる状況にしておくこと。
- ④オンラインサイト運営にあたり、スポーツ庁と協議の上、適切なリスク管理および危機管理対応を行う。
- ⑤JSPINオンラインサイトに掲載する海外展開の先行事例やスポーツ庁の政策紹介、コラムを含めた記事、カントリーレポート等、日本のスポーツ産業の国際展開につながる日本語および英語コンテンツを作成する。定期的な情報発信を行えるようにスケジュールを作成し、入稿すること。
- ⑥オンラインサイト上でのアドバイザーおよびJSPIN賛同企業・団体へのマッチング希望に対して対応し、ネットワークを活性化させる。
- ⑦オンラインサイト上のコンテンツへのフィードバックを受けて、対応する。
- ⑧JSPINを広く周知する方法を提案、実行する。
- ⑨今後、JSPINを発展させ、自走化を念頭に置いた中長期的な計画を立案する。

(3) 人材等ネットワーク形成支援

- ①スポーツ産業の国際展開に関する大規模なネットワーキングカンファレンスを、1～2回程度、開催する。具体的なセッション等については、スポーツ庁と協議の上、決定する。原則として対面形式で行い、オンライン形式の併用も検討する。
- ②スポーツ産業の国際展開に関するネットワーキングを促進する小規模の会合を複数回、開催する。具体的なセッション等については、スポーツ庁と協議の上、決定する。原則として対面形式で行い、オンライン形式の併用も検討する。
- ③過年度のスポーツビジネス会議等に派遣された人材およびスポーツビジネスの知見・経験を有する人材を活用し、国内外で開催されるスポーツビジネス会議等に講演者として派遣する等、国際的なネットワークを拡大する方法を立案し、実行する。

(4) 最終報告書の提出

上記(1)～(3)の結果をまとめ、スポーツ産業分野の国際展開を今後促進する上で有効と考えられる方策を分析・検討し、最終報告書として提出する（様式自由）。

※上記の事業内容について、本事業が多くの日本のスポーツ産業の企業・団体に国際展開を促す趣旨であることから、JSPINへの参画企業・団体の拡大を念頭に、予算内で効果的に訴求および成

果が得られるような工夫・方法を検討すること。また、より良いアイデアがある場合は、趣旨に応じて積極的に提案すること。

4. 公募対象

公募対象は法人格を有する団体とする。

5. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として契約を締結した日から令和7年3月31日（月）までとする。

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

8. 説明会の開催

開催日時：令和6年1月25日（木）11時～

開催場所：オンライン開催

説明会参加に当たっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に電子メールにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上、申請すること。登録時に入力する個人情報、参加登録の確認のみに使用し、ほかの用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

申込締切：令和6年1月24日（水）（17時必着）

事前登録宛先：skokusai@mext.go.jp

9. 企画提案書等の提出方法等

- (1) 提出場所及び問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁参事官（国際担当）付 国際交流係

TEL：03-6734-3940（直通）

e-mail：skokusai@mext.go.jp

- (2) 提出方法

①用紙サイズはA4判、横書きとする。フォントは10.5ポイント以上とする。

②提出方法は電子媒体による提出とする。

但し、電子媒体による提出が困難な特段の事情がある場合は、相談すること。

※9.(3)に掲げる提出書類を電子メールに添付した上で、送信メールの件名を「スポ

一ツ産業の国際展開促進事業（団体名）」とし、9.（1）に指定するメールアドレスに送ること。

※添付ファイルのサイズは20MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。

※メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

※メール受領後、申請者に対して電子メールにより受領確認を送信する。送信後、受領確認メールが届かない場合は、電話にて（1）の問合せ先へ照会すること。

（3）提出書類

①企画提案書（別添の作成要領を参照の上、作成すること。）

②団体の概要

要覧・会社案内等、役員名簿（様式自由）を提出すること。

③直近の財務諸表等の資料

④暴力団体等に該当しない旨の誓約書（様式4）

⑤審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

（4）提出期限

令和6年2月20日（火）（17時必着）

※公募締切日後の企画提案書等の提出、差し替え及び訂正は認めない。

（5）その他

①企画提案書等の提出書類の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。

②企画提案書は、日本語及び日本通貨により作成すること。

10. 誓約書の提出

（1）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

（2）前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

（3）国立大学法人及び独立行政法人については、誓約書の提出は不要とする。

11. 採択件数及び事業規模等（予算）

（1）採択件数 予算の範囲内で採択予定 1件

※採択件数は審査委員会が決定する。

（2）事業規模 総額 38,953千円（上限）

1 2. 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁参事官（国際担当）付技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準（別添）のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

1 3. 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することができないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、再委託先がある場合は、この旨再委託先にも十分周知すること。

1 4. スケジュール

(1) 公募開始：令和6年1月22日（月）

(2) 公募締切：令和6年2月20日（火）（17時必着）

(3) 審査：令和6年2月下旬～3月上旬（予定）

(4) 委託決定、契約締結：選定後、速やかに委託の決定を通知し、契約を締結する。

(5) 契約期間：契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

1 5. その他

(1) この公募は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。

(2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。

(3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(4) 本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、事業計画書、ほか別に定める規程等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

- (5) 団体等は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明記しなければならない。
- (6) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (7) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (8) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (9) 提出された企画提案書等については返却しない。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出いただく必要があるため、事前の準備を十分にしておくこと。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも周知すること。

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行口座情報